

公立大学法人広島市立大学職員の初任給、昇 格、昇給等の基準に関する規程

平成22年4月1日

規程第51号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 級別基準職務及び級別資格基準（第3条—第8条）

第3章 新たに職員となった者の職務の級及び号給（第9条—第17条）

第4章 昇格、降格その他の異動（第18条—第24条）

第5章 昇給（第25条—第27条）

第6章 特別の場合における号給の決定（第28条—第30条）

第7章 雜則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学職員給与規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第50号。以下「給与規程」という。）の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 給与規程第4条第1項第1号又は第2号に掲げる給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第6条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。

(7) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。

第2章 級別基準職務及び級別資格基準

(級別基準職務)

第3条 給与規程第4条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第1に定める級別基準職務表（以下「級別基準職務表」という。）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。ただし、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき広島市から派遣された職員及び広島市を退職後採用された職員で理事長が定める職員の級別基準職務表については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年広島市条例第62号）その他広島市の関係規定の定めるところによる。

(級別資格基準表)

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

3 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用について

は、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第8条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

- (1) 第15条又は第16条の規定の適用を受けた職員 他の職員との均衡を考慮して定める期間
- (2) 第24条第1項に規定する異動をした職員 他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して定める期間

第3章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

(新たに職員となった者の職務の級)

第9条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

- (1) 次に掲げる職務の級にあっては、理事長が定める基準により決定する。
 - ア 教育職給料表(1)の職務の級 4級
 - イ 一般職給料表の職務の級 7級及び8級
- (2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあっては、その職務の級について級

別資格基準表に定める資格を有していること。

- 2 第15条各号に掲げる者から職員となった者又は第16条に規定する特殊の技術、経験等を必要とする職に採用された者に前項第2号の規定を適用する場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に理事長が定める割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号給)

第10条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第21条第1項又は第23条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、理事長が定める号給とする。

- 2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第12条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第11条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分欄の区分並びに学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 2 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第12条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年末満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とする。

(経験年数を有する者の号給)

第13条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第9条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、理事長が別に定める基準により決定することができる。

- (1) 次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
 - (2) 第10条第1項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。）が同項ただし書に規定する理事長が定める号給であるもの 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数
- 2 前項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、同項に定めるもののほか、第6条及び第7条の規定を準用する。

(下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給)

第14条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第15条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

- (1) 国又は地方公共団体の職員
 - (2) 公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）以外の地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する法人をいう。以下同じ。）の職員
 - (3) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人等の職員
 - (4) その他理事長が前各号に掲げる者に準ずると認める者
- (特殊の職に採用する場合の号給)

第16条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第13条又は第14条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(特定の職員についての号給)

第17条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第9条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第13条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

第4章 昇格、降格その他の異動

(昇格)

第18条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

- (1) 第9条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、別に定める基準によること。
- (2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有すること。

2 職務の特殊性等により前項の規定により難いと認められる場合においては、前項の規定にかかわらず、職員を昇格させることができる。

(上位資格の取得等による昇格)

第19条 職員が級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、又は同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第20条 職員が生命をして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度心身障害の状態となった場合は、第18条の規定にかかわらず、昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第21条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けている号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 第19条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、理事長が定める号給とする。

(降格)

第22条 職員を降格させるときは、級別基準職務表に基づいて1級下位の職務の級に決定するものとする。

(降格の場合の号給)

第23条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けている号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、同項の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(初任給基準又は給料表の適用を異にする異動)

第24条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合又は給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第9条第1項第1号に掲げる職務の級にあっては、理事長が定める基準により、また、その他の職務の級にあっては級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 前項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、新たに職員となった時（免許等を必要とする職務に異動した者にあっては、その免許等を取得した時）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給を基礎とし、かつ、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けこととなる号給とする。

第5章 昇給

(昇給区分及び昇給の号給数)

第25条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、その者の職務について監督する地位にある者の勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 勤務成績が特に良好である職員 A

(2) 勤務成績が良好である職員 B

(3) 勤務成績が良好であると認められない職員 C

2 前項の規定によるAの昇給区分に決定する職員の数の割合は、職員の定数の100分の20を超えない範囲内とする。

3 給与規程第8条第2項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて次表に定める号給数とする。

昇給区分	A	B	C
昇給の号給数	6以上	4	2以下
	3以上	2	1以下

備考 この表に定める上段の号給数は給与規程第8条第3項の規定の適用を受けた職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

4 次の各号に掲げる職員の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた昇給の号給数から当該各号に掲げる号給数（以下「減じる号給数」という。）を減じた号給数とする。

(1) 公立大学法人広島市立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第48号）第11条及び第12条に規定する休暇（同条に規定する病気休暇については、業務又は通勤（地方公務員災害補償

法（昭和42年法律第121号）第2条に規定する通勤をいう。）によるものに限る。）、公立大学法人広島市立大学職員就業規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第2号。以下「就業規則」という。）第41条に規定する部分休業、給与規程第31条第1項及び第5項ただし書の規定の適用を受ける休職以外の事由により、昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者（以下「中途採用職員」という。）にあっては、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。）のうち2か月以上勤務していない職員 次表左欄に掲げる勤務しなかった期間の区分に応じた同表右欄に掲げる号給数

勤務しなかった期間	号 給 数
2か月以上4か月未満	1
4か月以上6か月未満	2（給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、1）
6か月以上8か月未満	3（給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、2）
8か月以上	4（給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、2）

(2) 基準期間において、懲戒処分を受けた職員 次表左欄に掲げる懲戒処分の内容の区分に応じた同表右欄に掲げる号給数

懲戒処分の内容	号 給 数
戒 告	1
減 紿	2（給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、1）
停 職	3（給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、2）

(3) 基準期間において、欠勤した職員 1号給

5 前項の規定による減じる号給数の総和から第3項の規定により定められる昇給の号給数を減じて得た数（以下「号数の差」という。）が零以上となる職員の当該昇給日における昇給の号給数は零とする。

6 前項の規定に該当する職員のうち、当該号数の差が零を超える者については、

次年度以後の昇給日におけるその者の昇給の号給数から、当該号数の差（零を超える部分に限る。）に相当する号給数を減じるものとする。

- 7 前年度の昇給日（毎年4月1日をいう。以下この項及び次項において同じ。）後に新たに職員となった者若しくは同日後に第21条第3項及び第28条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、第3項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（当該号給数とすることが他の職員との均衡を著しく失すると認められる職員にあっては、他の職員との均衡を考慮して、理事長が定める号給数）とする。
- 8 第3項から前項までの規定により求められたその者の昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けている号給（当該昇給において職務の級を異にする異動又は前条に規定する初任給基準表を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は第3項から前項までの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

- 9 職員の勤務成績に基づく昇給区分、昇給の号給数及びこれらの運用等に関し、この規程により難い場合は、理事長が別に定めるものとする。

（特別の場合の昇給）

第26条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、昇給をさせることができる。

- (1) 職務上の功績により、理事長の指定する表彰を受けた場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 生命をして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度心身障害の状態となった場合 当該危篤又は重度心身障害の状態となった日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が特別の事情があると認めた場合 理事長が定める日

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第27条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第6章 特別の場合における号給の決定

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第28条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第21条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）又は理事長がこれに準ずると認める場合に該当するときは、その者の号給を理事長の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第29条 休職にされた職員が復職し、就業規則第41条第1項の育児休業をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、復職し、若しくは職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日以後において、理事長が定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の訂正)

第30条 職員の給料の決定に誤りがあり、理事長がこれを訂正しようとする場合においては、その訂正を将来に向かって行うことができる。

第7章 雜則

(この規程により難い場合の措置)

第31条 理事長は、特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、別段の取扱いをすることができる。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第32条 この規程その他別に定めるもののほか、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第7号）の適用を受ける職員の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）のこの規程の規定による職員としての経験年数及び在級年数（以下「経験年数等」という。）の算定については、一般職の職員の給与に関する

る条例（昭和26年広島市条例第62号）第1条に規定する職員としての経験年数等を、法人の職員としての経験年数等とみなすことができるものとする。

- 3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前に休職等（休職、育児休業又は休暇等のため勤務しなかった場合をいう。）であった承継職員が、施行日以後において休職等が終了し、再び勤務するに至った場合には、当該休職等の期間を、法人の職員としての休職等の期間とみなして、第29条の規定を適用し、その者の号給を調整することができる。

附 則

- 1 この規程は平成29年3月28日から施行する。
- 2 この規定による改正後の公立大学法人広島市立大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 この規定による改正前の公立大学法人広島市立大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の規定に基づいて平成28年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

級別基準職務表

ア 教育職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	助教の職務
2級	講師の職務
3級	准教授の職務
4級	教授の職務

イ 一般職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務（以下「高度知識経験職務」という。）
3級	係長、主任又は主査の職務（これに相当する職務で理事長が認めたものを含む。）及び高度知識経験職務で理事長が認めたもの
4級	室長補佐又は主幹の職務（これに相当する職務で理事長が認めたものを含む。）及び係長、主任又は主査の職務で理事長が認めたもの
5級	室長の職務（これに相当する職務で理事長が認めたものを含む。）及び室長補佐又は主幹の職務で理事長が認めたもの
6級	事務局次長の職務（これに相当する職務で理事長が認めたものを含む。）及び室長の職務で理事長が認めたもの
7級	事務局次長の職務で理事長が認めたもの

別表第2（第4条関係）

級別資格基準表

ア 教育職給料表級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許等	1級	2級	3級
准教授	大学卒			3 9
講師	大学卒		6 6	
助教	大学卒	0		

イ 一般職給料表級別資格基準表

試験	職務の級 学歴免許等	1級	2級	3級	4級	5級	6級
正規の試験	大学卒	0	0	4 4	2 7	3 15	3 18
	短大卒	0	0	6 6	2 9	3 17	3 20
	高校卒	0	3	10 7	3 13	3 21	3 24

別表第3（第5条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業

		(5) 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大 3 卒	<p>(1) 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業</p> <p>(2) 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業</p> <p>(3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業</p> <p>(4) 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格</p>
	二 短大 2 卒	<p>(1) 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業</p> <p>(2) 学校教育法による高等専門学校の卒業</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2 年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業</p> <p>(4) 航空保安大学校本科の卒業</p> <p>(5) 海上保安学校本科の修業年限 2 年の課程の卒業</p> <p>(6) 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格</p>
	三 短大 1 卒	<p>(1) 海上保安学校本科の修業年限 1 年の課程の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格</p>
3 高校卒	一 高校 専攻科 卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格</p>
	二 高校 3 卒	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。）の卒業</p>

		(2) 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格
三 高校 2 卒		(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中等部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると認められる学歴免許等の資格

備考

- 1 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。
- 2 この表の「上記に相当すると認められる学歴免許等の資格」は、この表の「学歴免許等の区分」欄の区分に応じ、初任給、昇格、昇給等の基準の運用について（昭和54年10月1日広人委第2号）別表第1（第1の第3項関係）に定めるとおりとする。

別表第4（第6条関係）

経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員 地方公務員 地方独立行政法人の職員 国家公務員退職手当法 (昭和28年法律第182号) 第7条の2第1項に規定する公庫等の職員	として の在職 期間	職務の種類が類似しているもの その他のもの	10割 8割
民間における企業体団体等の職員 としての在職期間		直接関係があると認められるもの その他のもの	10割 8割
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間			10割
その他の期間	教育、医療、海事、研究等の職務で直接関係があると認められるもの 技能、労務等の職務で関係があると認められるもの その他のもの	10割 8割 5割	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。

別表第5（第7条関係）

修学年数調整表

学歴免許等の資格区分				調整年数			
基準学歴区分	基準修学年数	学歴区分	修学年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
大学卒	16年	博士課程修了	21年	+ 5年	+ 7年	+ 9年	+ 12年
		修士課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
		専門職学位課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
		大学6卒	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
		大学専攻科卒	17年	+ 1年	+ 3年	+ 5年	+ 8年
		大学4卒	16年		+ 2年	+ 4年	+ 7年
短大卒	14年	短大3卒	15年	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年
		短大2卒	14年	- 2年		+ 2年	+ 5年
		短大1卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校卒	12年	高校専攻科卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
		高校3卒	12年	- 4年	- 2年		+ 3年
		高校2卒	11年	- 5年	- 3年	- 1年	+ 2年
中学卒	9年	中学卒	9年	- 7年	- 5年	- 3年	

備考

- 1 本表の学歴免許等の資格の区分欄に掲げる区分及び調整年数欄の学歴の区分は、学歴免許等資格区分表の区分による。
- 2 調整年数欄に掲げる年数は、同欄に掲げるそれぞれの基準学歴の区分に対応する学歴区分欄に掲げる学歴の調整年数を示し、「+」は加える年数を、「-」は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄に

掲げる学歴（その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。）が掲げられていれば、その学歴区分の修学年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

- 4 その他この表の適用に関し必要な事項は、広島市の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に準ずるものとする。

別表第6（第10条関係）

初任給基準表

(1) 教育職給料表

職種	学歴免許等	初任給
助教	博士課程修了	1級33号給
	修士課程修了	1級17号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	1級5号給

(2) 一般職給料表

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒	1級33号給
	短大卒	1級25号給
	高校卒	1級13号給

別表第7（第21条関係）

ア 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けている号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1

公立大学法人広島市立大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程

10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1
17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1
20	1	8	1
21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1
26	6	14	1
27	7	15	1
28	8	16	1
29	9	17	1
30	10	18	2
31	11	19	3
32	12	20	4
33	13	21	5
34	14	22	6
35	15	23	7

公立大学法人広島市立大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程

36	16	24	8
37	17	25	9
38	18	26	10
39	19	27	11
40	20	28	12
41	21	29	13
42	22	30	14
43	23	31	15
44	24	32	16
45	25	33	17
46	26	34	18
47	27	35	19
48	28	36	20
49	29	37	21
50	30	38	21
51	31	39	22
52	32	40	22
53	33	41	23
54	33	41	23
55	33	42	24
56	34	42	24
57	34	43	25
58	34	43	25
59	35	44	25
60	35	44	26
61	35	45	26

公立大学法人広島市立大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程

62	36	46	26
63	36	47	27
64	36	48	27
65	37	49	27
66	37	50	28
67	38	51	28
68	38	52	28
69	39	53	29
70	39	54	29
71	40	55	30
72	40	56	30
73	41	57	31
74	41	57	31
75	42	58	32
76	42	58	32
77	43	59	33
78	43	59	33
79	44	60	33
80	44	60	34
81	45	61	34
82	45	61	34
83	46	62	35
84	46	62	35
85	47	63	35
86	47	63	35
87	48	64	36

公立大学法人広島市立大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程

88	48	64	36
89	49	64	36
90	49	64	36
91	49	64	36
92	49	64	36
93	50	64	37
94	50	64	37
95	50	64	37
96	50	64	37
97	51	65	37
98	51	65	37
99	51	65	38
100	51	65	38
101	52	65	38
102	52	65	
103	52	65	
104	52	65	
105	53	65	
106	53		
107	53		
108	54		
109	54		
110	54		
111	55		
112	55		
113	55		

公立大学法人広島市立大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程

114	55			
115	56			
116	56			
117	56			
118	56			
119	56			
120	56			
121	57			
122	57			
123	57			
124	57			
125	57			
126	57			
127	58			
128	58			
129	58			

イ 一般職給料表昇格時号給対応表

昇格した日 の前日に受 けていた号 給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1

公立大学法人広島市立大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程

6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	2	2	1
15	1	1	1	1	3	3	1
16	1	1	1	1	4	4	1
17	1	1	1	1	5	5	1
18	1	1	1	1	5	6	2
19	1	1	1	1	6	7	3
20	1	1	1	1	6	8	4
21	1	1	1	1	7	9	5
22	2	1	2	2	7	10	6
23	3	1	3	3	8	11	7
24	4	1	4	4	8	12	8
25	5	1	5	5	9	13	9
26	6	1	6	6	10	14	10
27	7	1	7	7	11	15	11
28	8	1	8	8	12	16	12
29	9	1	9	9	13	17	13
30	10	1	10	10	14	18	14
31	11	1	11	11	15	19	15

公立大学法人広島市立大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程

32	12	1	12	12	16	20	16
33	13	1	13	13	17	21	17
34	14	2	14	14	17	22	17
35	15	3	15	15	18	23	17
36	16	4	16	16	18	24	17
37	17	5	17	17	19	25	18
38	18	6	18	18	19	25	18
39	19	7	19	19	20	26	18
40	20	8	20	20	20	26	18
41	21	9	21	21	21	27	19
42	22	10	22	22	22	27	19
43	23	11	23	23	23	28	19
44	24	12	24	24	24	28	19
45	25	13	25	25	25	29	20
46	26	14	26	26	25	29	20
47	27	15	27	27	26	29	20
48	28	16	28	28	26	30	20
49	29	17	29	29	27	30	21
50	30	18	30	30	27	30	21
51	31	19	31	31	28	31	21
52	32	20	32	32	28	31	21
53	33	21	33	33	29	31	21
54	34	22	34	34	29	32	21
55	35	23	35	35	30	32	22
56	36	24	36	36	30	32	22
57	37	25	37	37	31	33	22

公立大学法人広島市立大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程

58	38	26	38	38	31	33	22
59	39	27	39	39	32	34	23
60	40	28	40	40	32	34	23
61	41	29	41	41	33	35	23
62	42	30	42	41	33	35	23
63	43	31	43	42	34	36	24
64	44	32	44	42	34	36	24
65	45	33	45	43	35	36	24
66	46	33	45	43	35	37	24
67	47	34	46	44	36	37	25
68	48	34	46	44	36	37	25
69	49	35	47	45	37	37	25
70	49	35	47	45	37	38	
71	50	36	48	46	38	38	
72	50	36	48	46	38	38	
73	51	37	49	47	39	39	
74	51	38	50	47	39	39	
75	52	39	51	48	40	39	
76	52	40	52	48	40	40	
77	53	41	53	49	41	40	
78	54	42	54	50	41	40	
79	55	43	55	51	42	40	
80	56	44	56	52	42	41	
81	57	45	57	53	43	41	
82	57	45	58	53	43		

公立大学法人広島市立大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程

83	58	46	59	54	44		
84	58	46	60	54	44		
85	59	47	61	55	44		
86	59	47	62	55	44		
87	60	48	63	56	45		
88	60	48	64	56	45		
89	61	49	65	57	45		
90	61	49	66	58	45		
91	62	50	67	59	45		
92	62	50	68	60	45		
93	63	51	69	61	46		
94	63	51	70	62	46		
95	64	52	71	63	46		
96	64	52	72	64	46		
97	65	53	73	65	46		
98		53	74	66	46		
99		54	75	67	47		
100		54	76	68	47		
101		55	77	69	47		
102		55	77	70			
103		56	78	71			
104		56	78	72			
105		57	78	73			
106		57	79	73			
107		57	79	74			

公立大学法人広島市立大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程

108		58	79	74			
109		58	79	75			
110		58	80	75			
111		59	80	76			
112		59	80	76			
113		59	81	76			
114		60	81	77			
115		60	81	77			
116		60	82	77			
117		61	82	77			
118		61	82	78			
119		62	82	78			
120		62	83	78			
121		63	83	79			
122				79			
123				79			
124				80			
125				80			
126				80			
127				80			
128				81			
129				81			